

官報 号外

平成二十六年十一月十四日

○第百八十七回 参議院 会議録 第八号

平成二十六年十一月十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成二十六年十一月十四日

午前十時開議

第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十七回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
日程第一 災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長秋野公造君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八号

(秋野公造君登壇、拍手)

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模地震、大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両等が発生し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあることから、緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出の経緯と内容及び国民への周知、放置車両対策に必要な人員及び資機材の確保、車両の移動等を行う際の損失補償の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

災害対策基本法の一部を改正する法律案 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案 改正する法律案

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、第百八十七回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律

案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を執行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、アルシユ・サミット経済宣言を受けて設立された金融活動作業部会、FATFによるテロ資金対策の不備の指摘と本改正との関係、間接的な資金等の提供等を独立に処罰することとした理由、資金以外のその他利益を加えた理由とその具体例、構成要件の明確性と処罰範囲の広範性に対する懸念、構成要件該当性判断と主観的要素の立証の困難性、我が国が主体的、積極的にテロ対策に取り組むことの重要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百十四

反対

十四

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎 正昭君
副議長	興石 東君
議員	清水 貴之君
	又市 征治君
	石川 博崇君
	竹谷とし子君
東	徹君
	吉田 忠智君

河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	矢倉 克夫君
杉 久武君	堀井 巖君
儀間 光男君	横山 信一君
秋野 公造君	新妻 秀規君
平木 大作君	中西 祐介君
中原 八一君	柴田 巧君
真山 勇一君	若松 謙維君
谷合 正明君	山本 博司君
熊谷 大君	磯崎 仁彦君
上野 通子君	川田 龍平君
小野 次郎君	浜田 昌良君
山本 香苗君	長沢 広明君
衛藤 晟一君	藤井 基之君
片山虎之助君	室井 邦彦君
寺田 典城君	荒木 清寛君
山口那津男君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	世耕 弘成君
宮沢 洋一君	山谷えり子君
赤池 誠章君	大家 敏志君
宇都 隆史君	高階恵美子君
舞立 昇治君	三木 亨君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
森屋 宏君	山下 雄平君
馬場 成志君	羽生田 俊君
二之湯武史君	長峯 誠君
中泉 松司君	渡辺 猛之君
藤川 政人君	若林 健太君
江島 潔君	井原 巧君

石井 正弘君	石田 昌宏君
牧野たかお君	石井 浩郎君
赤石 清美君	山田 俊男君
森 まさこ君	丸川 珠代君
丸山 和也君	石井 準一君
野上浩太郎君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	二之湯 智君
岡田 広君	野村 哲郎君
愛知 治郎君	末松 信介君
中川 雅治君	有村 治子君
脇 雅史君	岸 宏一君
山崎 力君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	伊達 忠一君
岩城 光英君	岩井 茂樹君
青木 一彦君	堀内 恒夫君
山本 太郎君	谷 亮子君
山田 修路君	渡邊 美樹君
主演 了君	豊田 俊郎君
堂故 茂君	柘植 芳文君
滝波 宏文君	滝沢 求君
高橋 克法君	大野 泰正君
北村 経夫君	大沼みずほ君
古賀友一郎君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
古川 俊治君	西田 昌司君
塚田 一郎君	佐藤 正久君
石井みどり君	佐藤 信秋君
福岡 資麿君	吉田 博美君
松山 政司君	岡田 直樹君

松村 祥史君	水落 敏栄君
山本 順三君	松下 新平君
猪口 邦子君	溝手 顕正君
柳本 卓治君	山本 一太君
橋本 聖子君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
森本 真治君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	浜野 喜史君
安井美沙子君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村まさみ君	徳永 エリ君
高野光二郎君	斎藤 嘉隆君
田城 郁君	難波 奨二君
江崎 孝君	有田 芳生君
島村 大君	野田 国義君
金子 洋一君	風間 直樹君
牧山ひろえ君	大島九州男君
相原久美子君	林 久美子君
佐藤ゆかり君	尾立 源幸君
大久保 勉君	白 眞敷君
足立 信也君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
片山さつき君	藤田 幸久君
増子 輝彦君	福山 哲郎君
櫻井 充君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	那谷屋正義君
山東 昭子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	田中 直紀君

<p>羽田雄一郎君 榎葉賀津也君 中野 正志君 吉良よし子君 アントニオ猪木君 辰巳孝太郎君 荒井 広幸君 和田 政宗君 蓮 紡君 藤末 健三君 薬師寺みちよ君 田村 智子君 柳澤 光美君 山田 太郎君 大門美紀史君 小見山幸治君 小川 勝也君 松田 公太君 井上 哲士君 前川 清成君 柳田 稔君 江田 五月君 行田 邦子君 山下 芳生君</p> <p>國務大臣 法務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災))</p>	<p>郡司 彰君 浜田 和幸君 田中 茂君 平野 達男君 渡辺美知太郎君 吉川 沙織君 江口 克彦君 倉林 明子君 広田 一君 中山 恭子君 紙 智子君 芝 博一君 小林 正夫君 井上 義行君 仁比 聡平君 長浜 博行君 中西 健治君 山口 和之君 小池 晃君 北澤 俊美君 前田 武志君 水野 賢一君 松沢 成文君 市田 忠義君</p>	<p>議長の報告事項 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 世耕 弘成君 法務委員 辞任 辰巳孝太郎君 外交防衛委員 辞任 北澤 俊美君 財政金融委員 辞任 尾立 源幸君 厚生労働委員 辞任 白 眞勲君 国土交通委員 辞任 酒井 庸行君 環境委員 辞任 山谷えり子君</p>	<p>補欠 和幸君 茂君 達男君 知太郎君 沙織君 克彦君 明子君 一君 恭子君 智子君 博一君 正夫君 義行君 聡平君 博行君 健治君 和之君 晃君 俊美君 武志君 賢一君 成文君 忠義君</p>
<p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>補欠 山谷えり子君 山下 雄平君</p>	<p>補欠 仁比 聡平君</p>	<p>補欠 眞勲君</p>
<p>同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>	<p>補欠 江崎 孝君 森本 真治君 小野 次郎君</p>	<p>補欠 島村 大君 三木 亨君 三宅 伸吾君 渡邊 美樹君 野田 国義君 河野 義博君</p>	<p>補欠 高橋 克法君 尾立 源幸君 原力問題特別委員 辞任 尾立 源幸君 地方創生に関する特別委員 辞任 島村 大君 三木 亨君 三宅 伸吾君 渡邊 美樹君 野田 国義君 河野 義博君</p>
<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提案案を内閣委員会に付託した。 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一五号)</p>	<p>同日議長は、次の衆議院提案案を可決した旨衆議院に通知した。 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第一八号) 審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 資産効果に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第六八号)</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 同日本院は、次の衆議院提案案を可決した旨衆議院に通知した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(閣法第一六号) 同日次の議案を衆議院に送付した。 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出本院継続審査) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提案案を可決した旨衆議院に通知した。</p>

正規社員の身分と既得権益に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第六九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六〇号)

雇用保険給付の一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第六一号)

米軍機の日本国内での空域使用と特定秘密保護法該当の可否に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六二号)

リニア中央新幹線工事に伴う環境影響回避策に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六三号)

川内原発の避難計画に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六四号)

海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第六五号)

循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第六六号)

同日本院は、原子力委員会委員長に岡芳明君を、同委員に阿部信泰君及び中西友子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に板澤幸雄君及び川野辺充子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

同日本院は、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に板澤幸雄君及び川野辺充子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員長に岡芳明君を、同委員に阿部信泰君及び中西友子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

法務委員

有村 治子君

外交防衛委員

吉田 博美君

白 眞勲君

財政金融委員

金子 洋一君

厚生労働委員

北澤 俊美君

経済産業委員

安井美沙子君

国土交通委員

江島 潔君

太田 房江君

世耕 弘成君

山谷えり子君

尾立 源幸君

山下 雄平君

山谷えり子君

磯崎 陽輔君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

三木 亨君

地方創生に関する特別委員

太田 房江君

滝沢 求君

安井美沙子君

紙 智子君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

島村 大君

野田 国義君

辰巳孝太郎君

高野光二郎君

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第三〇号)審査報告書
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 まち・ひと・しごと創生法案(閣法第一号)及び地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第二号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

- 関口 昌一 岡田 直樹
- 古賀友一郎 藤川 政人
- 藤末 健三 藤本 祐司
- 荒木 清寛 滝沢 求
- 松下 新平 野田 国義
- 山田 太郎 寺田 典城
- 大門実紀史 江口 克彦

一、派遣地 群馬県

一、期間 十一月十七日 一日間

一、費用 概算二九四、六八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成二十六年十一月十三日

地方創生に関する特別委員長 関口 昌一

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ガソリンスタンドの現状に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第七〇号)

マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七一号)

日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号)

新サービス貿易協定(TISA)交渉への日本政府の参加に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第七三号)

JR北海道の安全問題、ローカル線問題及びリニア中央新幹線に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)

原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産等に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七五号)同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

災害対策基本法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十二日

災害対策特別委員長 秋野 公造
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであり、適切な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期するため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化を図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。

右決議する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法の一部を改正する法律

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「次条及び第七十六条の三において」を「以下」に改め、同条第二項中「この項、次条第一項及び第二項並びに第七十六条の四において」を削り、「次条及び第七十六条の三」を

「次条第四項及び第七十六条の三第一項」に改める。

第七十六条の四を第七十六条の五とし、同条の次に次の三条を加える。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第三項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。

る。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしなかつた場合

4 道路管理者は、第一項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第一項から前項までの規定による権限を行うものとする。

6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合において、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

7 機構は、第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務

の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第一項から第四項までの規定による権限を行うものとする。

9 第五項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第七十六条の七 国土交通大臣は道路法第十三条第一項に規定する指定区間外の国道(同法第三条第二号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県道(同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。)、及び市町村道(同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。)に關し、都道府県知事は地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に關し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策の確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しく

は第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第七十六条の八 第七十六条の六に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。第七十六条の三の次に次の一条を加える。

第七十六条の四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)に対し、当該通行禁止等を行うとする道路の区間において、第七十六条の六第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第四項に規定する会社(第七十六条の六第六項及び第七項において「会社」という。))が同法第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。)をいう。第七十六条の六において同じ。)の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者

(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)(とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。)(と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第五項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第一項」とする。

3 公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下同じ。))が道路整備特別措置法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第七十六条の六第八項及び第九項において同じ。の区間について第一項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)(とあるのは「地方道路公社(第三項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。)(と、「第七十六条の六第一項」とあるのは「第七十六条の六第八項の規定により公社管理道路の道路管理者

に代わつて地方道路公社が行う同条第一項」とする。

第八十二条第一項中「第四項において準用する場合を含む。」の下に、「第七十六条の六第三項後段若しくは第四項」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 機構又は地方道路公社は、第七十六条の六第五項又は第八項の規定により同条第三項後段又は第四項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

附則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(道路交通法の一部改正)
第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第百十四号の五第二項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改める。
(原子力災害対策特別措置法の一部改正)
第四条 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第四十七条第二項の項中「**くは原子力災害対策**」を「**防災計画の**」に改め、同条第二項の表第七十六条の四の項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改め、同項の次に次のように加える。
第七十六条の六第一項
災害が発生した場合
第七十六条の七
災害応急対策
災害応急対策
第七十六条の七
緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第四十七条第二項の項中	防災計画	防災計画若し
くは原子力災害対策	を	防災計画若しくは原子力災害対策
を	防災計画の	指針の
に	指針	指針
改め、同条第二項の表第七十六条の四の項中「第七十六条の四」を「第七十六条の五」に改め、同項の次に次のように加える。		
第七十六条の六第一項	災害が発生した場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第七十六条の七	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の七	災害応急対策	緊急事態応急対策

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正)
第五条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第九号中(昭和三十一年法律第七号)の下に「及び災害対策基本法(昭和三十六年法律第二十二号)」を加え、「同法」を「道路整備特別措置法」に改める。
第二十六条第一項中「道路整備特別措置法」の下に「又は災害対策基本法」を加える。
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)
第六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
第百五十五号第二項中「及び第七十六条の二から第七十六条の四まで」を、「第七十六条の二から第七十六条の四まで」に改める。
一、委員会の決定の理由
本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施

するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成二十六年十一月六日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律

第三条を削る。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「情を知つて、」を削り、「資金」を「これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る前項の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、七年以下の懲役又は七百万円以下の罰金に処する。当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る同項の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。

3 前項後段に規定するもののほか、第一項の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
第二条を第三条とし、同条の前に見出しとして「(公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等)」を付する。
第一条の次に次の一条を加える。
第一条の次に次の一条を加える。
第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ)の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第六条中「又は第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第八条とする。
第五条中「及び第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第七条とする。
第四条中「前二条を」第二条から前条まで」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の二条を加える。
第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、前項と同様とする。
3 前二項の罪の未遂は、罰する。
附則
附則第二項中「第五条」を「第七条」に改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
2 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第三号の二中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同条第四号へ、ト及びリ並びに同条第四号の二中「禁錮」を「禁錮」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第四号を次のように改める。
四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金

者以外の者による資金等の提供等」を付する。
第一条の次に次の一条を加える。
第一条の次に次の一条を加える。
第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ)の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第六条中「又は第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第八条とする。
第五条中「及び第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第七条とする。
第四条中「前二条を」第二条から前条まで」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の二条を加える。
第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

者以外の者による資金等の提供等」を付する。
第一条の次に次の一条を加える。
第一条の次に次の一条を加える。
第二条 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益(資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ)の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、十年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第六条中「又は第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第八条とする。
第五条中「及び第三条を」から第五条まで」に改め、同条を第七条とする。
第四条中「前二条を」第二条から前条まで」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の二条を加える。
第四条 前条第一項の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
第五条 前二条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。
2 第三条に規定するもののほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者も、前項と同様とする。
3 前二項の罪の未遂は、罰する。
附則
附則第二項中「第五条」を「第七条」に改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
2 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第三号の二中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改め、同条第四号へ、ト及びリ並びに同条第四号の二中「禁錮」を「禁錮」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)
3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第四号を次のように改める。
四 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金

等の提供等の処罰に関する法律(平成十四
年法律第六十七号)第三条第一項若しくは
第二項前段、第四条第一項若しくは第五条
第一項(資金等の提供)の罪又はこれらの罪
の未遂罪の犯罪行為(日本国外で行った行
であつて、当該行為が日本国内において行
われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たる
ものを含む。)により提供され、又は提供し
ようとした財産

第十条第一項中「公衆等脅迫目的の犯罪行為
のための資金の提供等の処罰に関する法律第二
条第二項に規定する罪に係る資金を公衆等脅
迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処
罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前
段、第四条第一項又は第五条第一項の未遂
罪の犯罪行為(日本国外で行った行為であつて、
当該行為が日本国内において行われたとしたな
らばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の
法令により罪に当たるものを含む。以下この項
において同じ。)により提供しようとした財産」
に、「同法第二条第二項に規定する罪に係る資
金」を「同法第三条第一項若しくは第二項前段、
第四条第一項又は第五条第一項の未遂罪の
犯罪行為により提供しようとした財産」に改め
る。

別表第七十五号を次のように改める。

七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための
資金等の提供等の処罰に関する法律第二条
から第五条まで(公衆等脅迫目的の犯罪行

為を実行しようとする者による資金等を提
供させる行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為
を実行しようとする者以外の者による資金
等の提供等)の罪

投票者氏名

日程第一 災害対策基本法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二八名

- | | |
|---------|--------|
| 愛知 治郎君 | 青木 一彦君 |
| 赤池 誠章君 | 赤石 清美君 |
| 有村 治子君 | 井原 巧君 |
| 石井 準一君 | 石井 浩郎君 |
| 石井 正弘君 | 石井みどり君 |
| 石田 昌宏君 | 磯崎 仁彦君 |
| 猪口 邦子君 | 岩井 茂樹君 |
| 岩城 光英君 | 宇都 隆史君 |
| 上野 通子君 | 江島 潔君 |
| 衛藤 晟一君 | 尾辻 秀久君 |
| 大家 敏志君 | 大沼みずほ君 |
| 大野 泰正君 | 岡田 直樹君 |
| 岡田 広君 | 片山さつき君 |
| 木村 義雄君 | 岸 宏一君 |
| 北川イツセイ君 | 北村 経夫君 |
| 熊谷 大君 | 小泉 昭男君 |
| 小坂 憲次君 | 古賀友一郎君 |
| 上月 良祐君 | 鴻池 祥肇君 |
| 佐藤 信秋君 | 佐藤 正久君 |
| 佐藤ゆかり君 | 酒井 庸行君 |

- | | |
|--------|--------|
| 山東 昭子君 | 島田 三郎君 |
| 島村 大君 | 末松 信介君 |
| 世耕 弘成君 | 関口 昌一君 |
| 伊達 忠一君 | 高階恵美子君 |
| 高野光二郎君 | 高橋 克法君 |
| 滝沢 求君 | 滝波 宏文君 |
| 柘植 芳文君 | 塚田 一郎君 |
| 鶴保 庸介君 | 堂故 茂君 |
| 豊田 俊郎君 | 中泉 松司君 |
| 中川 雅治君 | 中曾根弘文君 |
| 中西 祐介君 | 中原 八一君 |
| 長峯 誠君 | 二之湯 智君 |
| 二之湯武史君 | 西田 昌司君 |
| 野上浩太郎君 | 野村 哲郎君 |
| 羽生田 俊君 | 馬場 成志君 |
| 橋本 聖子君 | 福岡 資麿君 |
| 藤井 基之君 | 藤川 政人君 |
| 古川 俊治君 | 堀井 巖君 |
| 堀内 恒夫君 | 舞立 昇治君 |
| 牧野たかお君 | 松下 新平君 |
| 松村 祥史君 | 松山 政司君 |
| 丸川 珠代君 | 丸山 和也君 |
| 三木 亨君 | 三宅 伸吾君 |
| 水落 敏栄君 | 溝手 顕正君 |
| 宮沢 洋一君 | 宮本 周司君 |
| 森 まさこ君 | 森屋 宏君 |
| 柳本 卓治君 | 山崎 力君 |
| 山下 雄平君 | 山田 修路君 |
| 山田 俊男君 | 山本 一太君 |
| 山本 順三君 | 吉田 博美君 |

- | | |
|--------|--------|
| 若林 健太君 | 脇 雅史君 |
| 渡辺 猛之君 | 渡邊 美樹君 |
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 有田 芳生君 | 石上 俊雄君 |
| 石橋 通宏君 | 磯崎 哲史君 |
| 江崎 孝君 | 江田 五月君 |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 |
| 尾立 源幸君 | 大久保 勉君 |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君 |
| 大野 元裕君 | 加藤 敏幸君 |
| 風間 直樹君 | 金子 洋一君 |
| 神本美恵子君 | 北澤 俊美君 |
| 郡司 彰君 | 小西 洋之君 |
| 小林 正夫君 | 小見山幸治君 |
| 斎藤 嘉隆君 | 櫻井 充君 |
| 芝 博一君 | 榛葉賀津也君 |
| 田城 郁君 | 田中 直紀君 |
| 津田弥太郎君 | 徳永 エリ君 |
| 那谷屋正義君 | 長浜 博行君 |
| 難波 奨二君 | 西村まさみ君 |
| 野田 国義君 | 羽田雄一郎君 |
| 白 眞勲君 | 浜野 喜史君 |
| 林 久美子君 | 広田 一君 |
| 福山 哲郎君 | 藤末 健三君 |
| 藤田 幸久君 | 藤本 祐司君 |
| 前川 清成君 | 前田 武志君 |
| 牧山ひろえ君 | 増子 輝彦君 |
| 水岡 俊一君 | 森本 真治君 |
| 安井美沙子君 | 柳澤 光美君 |
| 柳田 稔君 | 吉川 沙織君 |

蓮 舫君	秋野 公造君	吉田 忠智君	荒井 広幸君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	山田 俊男君	山谷えり子君
荒木 清寛君	石川 博崇君	浜田 和幸君	平野 達男君	佐藤ゆかり君	酒井 庸行君	山本 一太君	山本 順三君
魚住裕一郎君	河野 義博君	主濱 了君	谷 亮子君	山東 昭子君	島田 三郎君	吉田 博美君	若林 健太君
佐々木さやか君	杉 久武君	奥石 東君	山本 太郎君	島村 大君	末松 信介君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
竹谷とし子君	谷合 正明君			世耕 弘成君	関口 昌一君	渡邊 美樹君	足立 信也君
長沢 広明君	新妻 秀規君			伊達 忠一君	高階恵美子君	相原久美子君	有田 芳生君
西田 実仁君	浜田 昌良君			高野光二郎君	高橋 克法君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
平木 大作君	矢倉 克夫君			滝沢 求君	滝波 宏文君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
山口那津男君	山本 香苗君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	江田 五月君	小川 勝也君
山本 博司君	横山 信一君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
若松 謙維君	井上 義行君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	大久保 勉君	大島九州男君
行田 邦子君	田中 茂君			中川 雅治君	中曾根弘文君	大塚 耕平君	大野 元裕君
中西 健治君	松沢 成文君			中西 祐介君	中原 八一君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
松田 公太君	水野 賢一君			長峯 誠君	二之湯 智君	金子 洋一君	神本美恵子君
薬師寺みちよ君	山口 和之君			二之湯 武史君	西田 昌司君	北澤 俊美君	郡司 彰君
山田 太郎君	和田 政宗君			野上浩太郎君	野村 哲郎君	小西 洋之君	小林 正夫君
渡辺美知太郎君	東 徹君			羽生田 俊君	馬場 成志君	小見山幸治君	齋藤 嘉隆君
小野 次郎君	片山虎之助君			橋本 聖子君	福岡 資麿君	櫻井 充君	芝 博一君
川田 龍平君	儀間 光男君			藤井 基之君	藤川 政人君	榎葉賀津也君	田城 郁君
清水 貴之君	柴田 巧君			古川 俊治君	堀井 巖君	田中 直紀君	津田弥太郎君
寺田 典城君	藤巻 健史君			堀内 恒夫君	舞立 昇治君	徳永 工リ君	那谷屋正義君
真山 勇一君	室井 邦彦君			牧野たかお君	松下 新平君	長浜 博行君	難波 奨二君
井上 哲士君	市田 忠義君			松村 祥史君	松山 政司君	西村まさみ君	野田 国義君
紙 智子君	吉良よし子君			丸川 珠代君	丸山 和也君	羽田雄一郎君	白 眞敷君
倉林 明子君	小池 晃君			三木 亨君	三宅 伸吾君	浜野 喜史君	林 久美子君
田村 智子君	大門実紀史君			水落 敏栄君	溝手 顕正君	広田 一君	藤末 健三君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君			宮沢 洋一君	宮本 周司君	藤田 幸久君	藤本 祐司君
山下 芳生君	アントニオ猪木君			森 まさこ君	森屋 宏君	前川 清成君	前田 武志君
江口 克彦君	中野 正志君			柳本 卓治君	山崎 力君	水岡 俊一君	増子 輝彦君
中山 恭子君	又市 征治君			山下 雄平君	山田 修路君		森本 真治君

官 報 (号 外)

安井美沙子君	柳澤 光美君
柳田 稔君	吉川 沙織君
蓮 舫君	秋野 公造君
荒木 清寛君	石川 博崇君
魚住裕一郎君	河野 義博君
佐々木さやか君	杉 久武君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 義行君
行田 邦子君	田中 茂君
中西 健治君	松沢 成文君
松田 公太君	水野 賢一君
薬師寺みちよ君	山口 和之君
山田 太郎君	和田 政宗君
渡辺美知太郎君	東 徹君
小野 次郎君	片山虎之助君
川田 龍平君	儀間 光男君
清水 貴之君	柴田 巧君
寺田 典城君	藤巻 健史君
真山 勇一君	室井 邦彦君
アノ二才猪木君	江口 克彦君
中野 正志君	中山 恭子君
荒井 広幸君	浜田 和幸君
平野 達男君	主濱 了君
谷 亮子君	奥石 東君

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	又市 征治君
吉田 忠智君	山本 太郎君

一四名

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十四日 参議院会議録第八号

一三

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
二八円
送料
一〇円